

# 消費生活

# No. 123

平成30年 1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

## 特集

### ◆改正特定商取引法が施行されました

お知らせ 第2回消費者講座を開催しました

お知らせ 平成30年度消費生活モニターを募集します

## 消費生活モニターが活躍しています！



平成29年4月に委嘱された消費生活モニターも、委嘱期間は残すところ2か月となりました。毎月の会議では、消費生活相談員や各専門家による消費生活に関する学習会や工場等の視察研修を行い、私たちの暮らしにかかわる様々なことを学んでいます。そして、そこで得た知識を地域における活動などを通じて、市民の皆さんに啓発しています。

# 改正特定商取引法が施行

特定商取引法は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。契約トラブルを生じやすい7つの取引類型を対象に、トラブル防止のためのルールを定めています。今回の改正は、いまだ高齢者の被害が増加し続けていることから、指定権利制度の見直し、電話勧誘販売への過量販売規制の導入等がなされました。

7つの取引類型	解約ルール	クーリング・オフ	過量販売解除	事実不告知・不実告知による取消	中途解約
①訪問販売 ※1		8日間	○	○	×
②通信販売		返品特約	×	×	×
③電話勧誘販売		8日間	○(改正)	○	×
④連鎖販売取引		20日間	×	○	○
⑤業務提供誘引販売取引		20日間	×	○	×
⑥特定継続的役務提供 (特定の7種類のサービス※2)		8日間	×	○	○
⑦訪問購入		8日間	×	×	×

※1 SNSにより誘い出した者への販売も対象(改正で追加)

※2 エステティック・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療(改正で追加)

## 事業者が守るべきルール

- ①事業者名等の明示義務 ②不当な勧誘行為の禁止  
③書面交付義務 ④広告規制



## ◆改正ポイント◆

### ① 指定権利制度の見直し (改正法第2条第4項)

今まで訪問販売や電話勧誘販売で行われても「役務・商品に該当せず、政令指定権利でもないから規制対象にならない」ため対応できない「権利」と称する取引被害が多発する事態となっていました。そこで、これらの取引にも特商法の規制が及ぶように、「政令指定権利」を「特定権利」に拡大しました。

特定権利とは、以下の3種類です。

- 「施設を利用し、又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであって政令で定めるもの」
- 「社債その他の金銭債権」(改正で追加)
- 「株式会社の株式、合同会社、合名会社若しくは合資会社の社員の持分若しくはその他の社団法人の社員権又は外国法人の社員権でこれらの権利の性質を有するもの」(改正で追加)



この改正により、今後は以下の場合も特商法の規制対象となりました。

- ◎金融商品取引法の規制を受けない、無登録業者の未公開株式の販売や自社発行株を訪問販売等で販売する場合。
- ◎宅地建物取引業法に基づく免許を受けていない者が、不動産の販売を訪問販売等で行った場合。宅地建物取引業者が、宅地以外の不動産の売買を訪問販売等で行った場合。

# 行われました

平成28年5月25日成立・6月3日公布  
平成29年12月1日施行

## ② 電話勧誘販売への過量販売規制の導入（改正法第22条、第24条の2）

訪問販売に導入された過量販売の規制を電話勧誘販売にも導入しました。



## ③ ファクシミリ広告の送り付け禁止（改正法第12条の5）

電子メール広告の送り付けの禁止と同様の規制を導入しました。



## ④ 取消権の行使期間の伸長（改正法第9条の3第4項）

事業者が勧誘の際に不実告知又は事実不告知をしたことにより、消費者が誤認して契約した場合の取消権の行使期間について、追認できるときから1年間(改正前は6か月)に伸長しました(契約締結時から5年間は変わらず)。

## ⑤ 政令などの見直し

### 特定顧客の定義の見直し

→今まで指定されていなかった、SNSを呼び出し手段に追加し、販売目的を隠して何回も来訪を約束させ数回目に契約させる場合も、訪問販売(アポイントメントセールス)に該当することを明確化しました。

### 特定継続的役務の追加

→今まで指定されていなかった「美容医療」(提供期間が1月を超え、契約金額が5万円を超える①脱毛 ②ニキビ・シミ・入れ墨などの除去 ③しわ・たるみ取り ④脂肪の溶解 ⑤歯の漂白の5種類)を追加指定しました。



### 通信販売の広告表示事項の追加

→定期購入契約(商品の売買契約を2回以上継続して締結する必要があるとき)は、通信販売の広告やインターネットにおける申し込み・確認画面上に、定期購入契約である旨および金額(支払代金の総額等)、契約期間その他の販売条件の表示義務が追加され、「意に反して契約の申し込みをさせようとする行為」に係るガイドラインにより明確化されました。

 通信販売においては、顧客の意に反して売買契約の申し込みをさせようとする行為は禁止。

○	申し込みの最終画面に申込者が締結することとなる定期購入契約の主な内容がすべて表示され、その画面上で「この内容で注文する」といったボタンをクリックして初めて申し込みになる場合。
○	「注文内容を確認する」といったボタンをクリックすることにより定期購入契約の主な内容がすべて表示され、当該操作を行ってはじめて申し込みが可能となっている場合。
× (禁止)	申し込みの最終画面で定期購入契約の主な内容のすべてが表示されていない場合や、その一部が認識できないほど離れた場所に表示されている場合、容易に訂正できない場合。

## 第2回 消費者講座を開催しました



12月12日(火)に環境省推薦漫才師の林家ライス・カレー子氏を講師に招き、「笑って学んで撃退しよう！消費者トラブル」をテーマに講座を開催しました。市内や全国で多発している消費者トラブルについて、漫才で楽しく学ぶ講座となりました。

## 平成30年度の「成田市消費生活モニター」を募集します

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心とするモニター会議（毎月1回程度）や工場視察などを行い、かしこい消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダー、そして消費者と行政のパイプ役として、得た知識や情報を広く啓発していただきます。



視察研修(タカノフーズ水戸工場)の様子

**募集人数** 20名以内(選考あり)

**申込期限** 2月28日(水)

**申込方法** 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。申込書及び募集要項を希望される方は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/download/page152100.html>)または商工課(TEL:20-1622)までご連絡ください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後4時30分

●成田市消費生活センター(市役所2階) ☎23-1161●